

令和6年度第3回岡山支部評議会 資料

令和7年1月17日



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

目 次

- 議題 1 令和7年度保険料率について**
- 議題 2 インセンティブ制度における令和5年度実績等の報告**
- 議題 3 令和7年度支部事業計画案及び支部保険者機能強化予算案について**
- 議題 4 その他報告事項**

議題 1 令和7年度保険料率について

令和7年度平均保険料率について

令和7年度平均保険料率および保険料率の変更時期について、前回の評議会で頂いた意見を本部に提出しました。各支部の意見を踏まえ、本部の運営委員会にて以下の結果となりました。

10月18日 岡山支部評議会での意見

- ・ 平均保険料率10%を引き続き維持すべきである。
- ・ 保険料率の変更時期は令和7年4月納付分（3月分）からが良い。

各支部の評議会の意見（平均保険料率）

① 平均保険料率10%を維持するべき	36支部
② 引き下げるべき	1支部
③ ①と②の両方の意見がある	10支部

12月23日 運営委員会 結果

- ① 令和7年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について
➔ **平均保険料率10%を維持**
- ② 令和7年度保険料率の変更時期について
➔ **令和7年4月納付分（3月分）から変更**

運営委員の主な意見については参考資料p3参照

令和7年度岡山支部保険料率の見込みについて

令和7年度における岡山支部の都道府県単位保険料率の見込みは、以下のとおりです。

岡山支部の健康保険料率 見込み

※標準報酬月額320,000円の被保険者の場合、被保険者負担分がひと月で+240円（年間で+2,880円）

10.17%（令和6年度より +0.15%） 令和6年度 10.02%

【主な要因】

- ・令和5年度の支部収支精算分が▲約2.07億円（0.01%の加算）だった。 ※p6参照
（参考）令和4年度の支部収支精算分が+約18.5億円（0.11%の減算）

介護保険料率 見込み（全国一律）

※標準報酬月額320,000円の被保険者の場合、被保険者負担分がひと月で▲16円（年間で▲192円）

1.59%（令和6年度より ▲0.01%） 令和6年度 1.60%

【主な要因】

- ・令和7年度は介護納付金が1兆961億円（前年度比+126億円）で、令和6年度末に見込まれる剰余分（+264億円）も含め、単年度で収支を均衡させるために必要な保険料収入を算出した結果、介護保険料率は1.59%となる。
- ・令和7年度の介護納付金は、介護給付費の増加等により概算額が増加したこと、前々年度納付分の精算（戻り分）が減少したことにより、概算額・精算額ともに負担が増え、令和6年度との比較では126億円の増となった。

令和7年度岡山支部保険料率の見込みについて

令和7年度平均保険料率の算定

第1号平均保険料率	5.35 %	
共通料率 (A + B - C)	4.65 %	
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.90 %	現金給付費等+ 後期高齢者支援金等
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.78 %	保健事業費等
C. 収入等の率	0.03 %	その他収入
計	10.00 %	

- 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

令和7年度岡山支部保険料率の算定

(単位%)

	医療給付費についての調整前の 所要保険料率 (a)	調整 (b)		医療給付費についての調整後の 保険料率 (a + b)	所要保険料率 (前年 共通料率 4.60) (a + b + 4.65)	支部単位収支差 前々年度精算分 ※p6参照 (c)	インセンティブ分 加算分+減算分 ※p8参照 (d)	保険料率 (a+b+4.65+c+d)
		年齢調整	所得調整					
全 国	5.35 (前年 5.40)	-	-	5.35 (前年 5.40)	10.00 (前年 10.00)	0.000	0.000	10.00 (前年 10.00)
岡 山	5.66 (前年 5.65)	0.06 (前年 0.06)	▲ 0.23 (前年 ▲0.20)	5.49 (前年 5.52)	10.15 (前年 10.12)	0.01 (前年 ▲0.11)	0.01 (前年 0.01)	10.17 (前年 10.02)

※端数処理を行っておりますので、合計が合わないところがあります

R7年度支部医療給付費の見込み
R7年度支部総報酬額の見込み

岡山は、年齢構成
が若いので加算

岡山は、所得が
低いので減算

年齢調整・所得調整とは

- 年齢構成が高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなるため調整。
- 所得水準が低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなるため調整。

令和7年度岡山支部保険料率の見込みについて

前々年度精算分

都道府県保険料率算定時に医療費や総報酬額をもとにした見込みと実績の差であり、2年後の都道府県保険料率を算定する際に精算します。

令和5年度の収支差（岡山支部）

協会会計と国の特別会計との合算ベース

(単位：百万円)

	収入計	支出計	収支差		
				全国平均分	地域差分
岡山支部	174,859	167,217	(A) 7,642	(B) 7,849	(C) ▲207
全国計	10,321,146	9,854,904	466,243	466,243	0

※端数処理を行っておりますので、収支差が合わないところがあります。



令和5年度の地域差分は、**▲207百万円**

令和7年度保険料率算定時に精算を行うため、

$$\frac{\text{令和5年度の支部別収支差（地域差分）}}{\text{令和7年度総報酬額見込み}} = \mathbf{0.01\%}$$

令和7年度保険料率に、**加算**されます

※岡山支部総報酬額見込み 1,814,632 (百万円)

(A) 支部収入計－支部支出計

(B) 全国平均分：全支部計の収支差を総報酬按分したもの

(C) 地域差分（収支差）：(A)－(B)

※地域差分は、加入者1人当たりの医療給付費の全国平均との差の実績が、保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す。

議題 2 インセンティブ制度における 令和5年度実績等の報告

インセンティブ制度評価項目の令和5年度実績結果（令和7年度保険料率への反映）について

協会けんぽの保険料率は、全国47都道府県の医療費の地域差などを反映して設定されています。

その中の一つである、インセンティブ制度（平成30年度導入）は、**5つの評価項目の取り組み結果によって47都道府県支部をランキング付けし、その順位を保険料率に反映**しています。

全支部がインセンティブ保険料率として0.01%を抛出し、上位15支部が得点数に応じてインセンティブ（保険料率の減算）を受けます。

岡山支部の令和5年度実績の総合順位は **18位/47支部**（令和4年度実績 17位）



特定健診等の実施率
(健康診断を受けているか)

10位



(令和4年度 1位)

- ①実施率：11 (R5) ←14位 (R4)
- ②実施率の前年度上昇幅：15←1位
- ③実施件数の前年度上昇率：12←2位

特定保健指導の実施率
(健康サポートを利用しているか)

5位



(令和4年度 5位)

- ①実施率：2 (R5) ←3位 (R4)
- ②実施率の前年度上昇幅：8←35位
- ③実施件数の前年度上昇率：22←18位

特定保健指導対象者の減少率
(メタボ対象者が減っているか)

44位



(令和4年度 45位)

- ①減少率：44 (R5) ←45位 (R4)

医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率

1位



(令和4年度 8位)

- ①受診率：4 (R5) ←11位 (R4)
- ②受診率の前年度上昇幅：3←12位

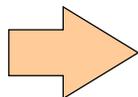
ジェネリック医薬品の使用割合

44位



(令和4年度 39位)

- ①使用割合：37 (R5) ←37位 (R4)
- ②使用割合の前年度上昇幅：42←35位



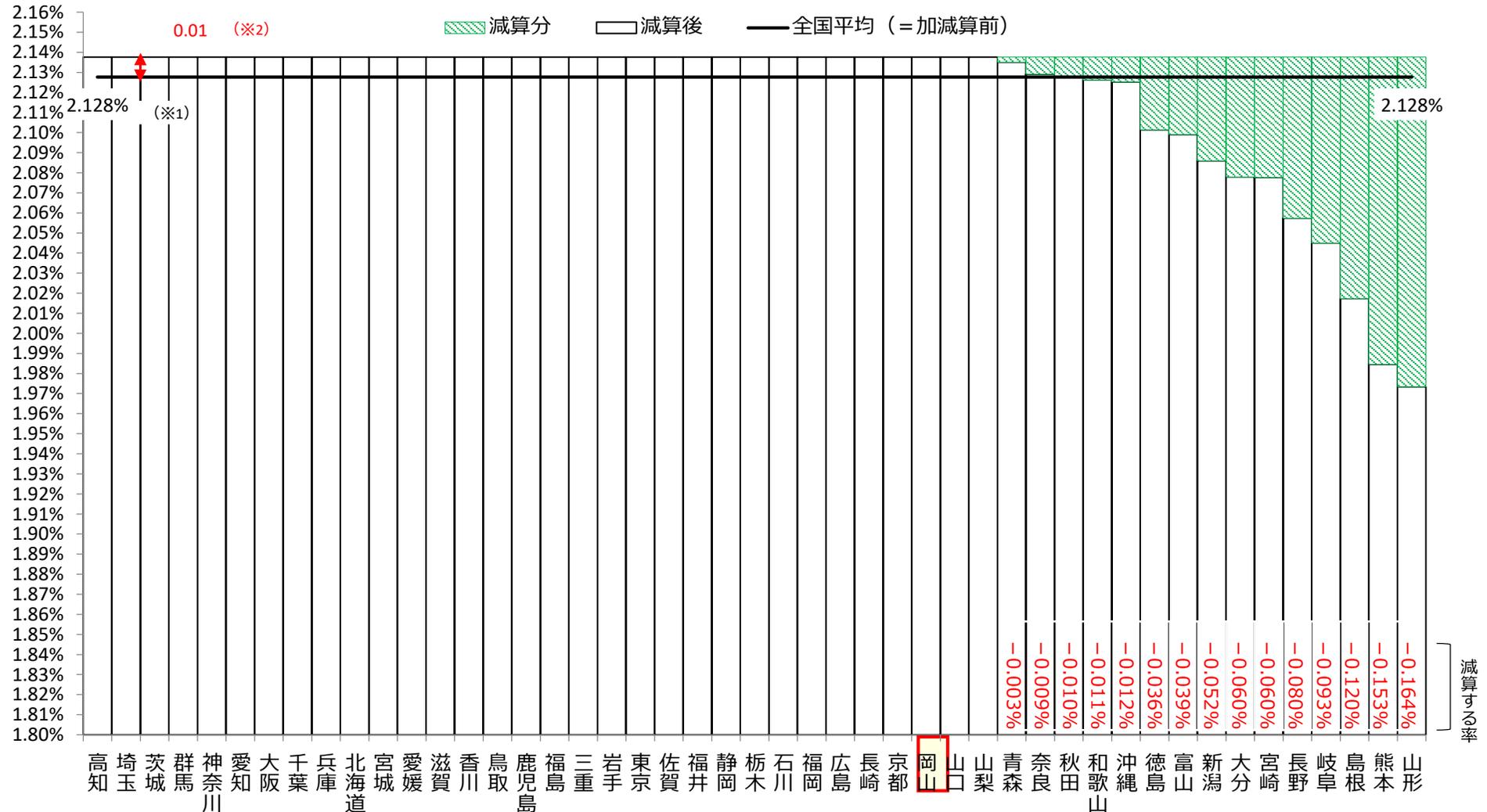
令和7年度の岡山支部保険料率は、インセンティブ制度による減算なし

令和5年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和5年度実績評価 ⇒ 令和7年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和7年度保険料率の算出に必要となる令和7年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和7年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。

加算率0.01



※1 令和7年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和7年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和5年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.128%）で仮置きしている。
 ※2 令和7年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和5年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和7年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。

※【用語解説】 支部保険者機能強化予算
各支部が地域性を踏まえた独自の取組を意欲的に行うことで、基盤的保険者機能や戦略的保険者機能を一層発揮できるよう、令和元年度から創設された予算。

議題 3 令和7年度支部事業計画案及び支部 保険者機能強化予算[※]案について

令和7年度 岡山支部事業計画KPI

<p>具体的施策</p>	<p>KPI () は全国のKPI</p>
<p>サービス水準の向上</p>	<p>①サービススタンダードの達成状況を<u>100%</u> (100%) とする ②サービススタンダードの平均所要日数<u>7日以内</u> (7日以内) を維持する ③現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を<u>対前年度以下</u> (対前年度以下) とする</p>
<p>レセプト点検の精度向上</p>	<p>①協会のレセプト点検の査定率について<u>対前年度以上</u> (対前年度以上) とする ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を<u>対前年度以上</u> (対前年度以上) とする</p>
<p>債権・管理回収と返納金債権発生防止の強化</p>	<p>①返納金債権 (診療報酬返還金 (不当請求) を除く。) の回収率を<u>対前年度以上</u> (対前年度以上) とする</p>

具体的施策	KPI () は全国のKPI
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	①生活習慣病予防健診実施率を <u>66.3%以上</u> (63.5%以上) とする ②事業者健診データ取得率を <u>14.3%以上</u> (9.0%以上) とする ③被扶養者の特定健診実施率を <u>32.0%以上</u> (31.6%以上) とする
特定保健指導実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導実施率を <u>40.2%以上</u> (24.3%以上) とする ②被扶養者の特定保健指導実施率を <u>36.2%以上</u> (19.4%以上) とする
重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合(※)を対前年度以上(対前年度以上)とする (※) 2025(令和7)年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <u>2,600事業所以上</u> (106,000事業所以上) とする
医療資源の適正使用	①ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)(※)を年度末時点で対前年度末以上(対前年度以上)とする ②バイオシミラーに80%(数量ベース)以上置き換わった成分数が全体の成分数の <u>21%以上</u> (21%以上)(成分数ベース)とする ③バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係団体に働きかけを実施する ④医薬品の安定的な供給を基本としつつ、協会のジェネリック医薬品使用割合(金額ベース)(※)を対前年度以上とする ※ 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする
広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>59.7%以上</u> (54%以上) とする。 ②SNS(LINE公式アカウント)を運用し、毎月情報発信を行う ③健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>15%以下</u> (15%以下) とする。

令和7年度 岡山支部事業計画（案）

●サービス水準の向上（業務G）

令和6年度の事業実施状況

【KPI】

- ①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

【取組内容】

- ①迅速な業務処理の徹底
 - ・特に傷病手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守
- ②郵送による申請の促進
 - ・郵送による申請により、加入者、事業主の利便性の向上や負担軽減を図る
- ③相談業務の標準化、効率化の推進
 - ・受電体制の強化により、加入者、事業主の利便性を図り、相談、照会についての的確に対応
- ④加入者サービスの向上
 - ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む

令和7年度KPIと取組内容

【KPI】

- ①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する
- ③現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

【取組内容】

- ①迅速な業務処理の徹底
 - ・傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については特に、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守
- ②郵送による申請の促進
 - ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進するため、電話相談時に郵送申請の案内を徹底。また、令和8年1月の電子申請導入に向けて広報を実施
- ③加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応
 - ・受電体制の見直し及び本部が実施する研修による相談業務の標準化を行う
- ④「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用によるサービスの向上
 - ・調査結果やお客様の声を活用し、課題を洗い出し改善を図る

●現金給付の適正化の推進（業務G）

令和6年度の事業実施状況

【KPI】
設定なし

【取組内容】

- ①適正な併給調整
 - ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、適正に実施
- ②不正請求の防止
 - ・海外出産の出産育児一時金について、海外渡航歴や出産の事実確認等を徹底
- ③柔道整復施術療養費における過剰受診の適正化
 - ・加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う
- ④あんまマッサージ、はりきゅう療養費における長期かつ頻回受診等の適正化
 - ・加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化
- ⑤被扶養者資格確認リストの確実な回収
 - ・被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨を確実に実施

令和7年度取組内容

【KPI】
設定なし

【取組内容】

- ①傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な実施
 - ・年金機構等への照会を行うとともに、更正リストを活用した調整を行う
- ②現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請の対応
 - ・支給の可否を再確認するとともに、内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応
- ③海外出産育児一時金の審査
 - ・海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底
- ④柔道整復施術療養費の審査
 - ・加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う
- ⑤あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査
 - ・長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化
- ⑥被扶養者資格再確認の徹底
 - ・宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化
- ⑦本部が実施する現金給付等の適正化に向けた業務研修
 - ・業務研修に参加し、研修の成果を適正化に反映

●効果的なレセプト点検の精度向上（レセプトG）

令和6年度の事業実施状況

【KPI】

- ①協会のレセプト点検の査定率について前年度（0.147%）以上とする
- ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度（7,282円）以上とする

【取組内容】

- ①適正なレセプト点検
 - ・自動点検の推進、点検実績の進捗管理等により適正なレセプト点検を実施
- ②査定率、査定額の向上
 - ・研修、勉強会等の充実、他支部と効果の高い事例等の情報交換により査定率、査定額の増加を図る
- ③社会保険診療報酬支払基金との協議により、双方向による情報交換、同基金による勉強会の実施により点検スキルの向上を図る

令和7年度KPIと取組内容

【KPI】

- ①協会のレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
- ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

【取組内容】

- ①効果的かつ効率的なレセプト点検の推進
 - ・自動点検のマスタメンテナンス（抽出条件の改善）を継続し、システムを最大限に活用した点検を実施
 - ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や審査実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査
 - ・社会保険診療報酬支払基金との協議による疑義解消や情報交換、勉強会の実施等により点検強化を図る
 - ・外部講師による研修や他支部との情報交換等を行い、タイムリーな情報収集及び早期の疑義解消等により、内容点検の更なる質的向上を図る
- ②資格点検、外傷点検、求償業務の実施
 - ・システムを活用した資格点検、外傷点検、求償業務を確実に実施

●債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化（レセプトG）

令和6年度の事業実施状況

【KPI】

- ①返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度（57.44%）以上とする
- ②日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度(88.47%)以上とする

【取組内容】

- ①債権回収の強化
 - ・「債権管理、回収計画」に基づき、電話、文書、訪問催告により早期回収に向けた取組を確実に行う
 - ・保険者間調整※1の推進、弁護士催告等の法的手続き及び強制執行（差押）により債権回収強化を図る
- ②返納金債権発生予防
 - ・無資格受診に係る返納金債権の発生を抑止するため、保険証未返納者に対し早期に返納催告を実施
 - ・日本年金機構等の関係団体と連携し、保険証の返納、障害・老齢年金等の併給調整に係る返納金債権発生予防等に関する広報を行う

令和7年度KPIと取組内容

【KPI】

- ①返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする

【取組内容】

- ①債権管理と回収強化
 - ・発生した債権（返納金・損害賠償金等）の全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底
 - ・「債権管理・回収計画」に基づき、電話・文書・訪問催告により早期回収に向けた取り組みを着実に実施
 - ・保険者間調整※1を積極的に活用
 - ・弁護士と連携した効果的な催告、法的手続き及び強制執行（差押）による債権回収強化を図る
- ②返納金債権発生防止強化
 - ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑制効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携した周知広報を行う

●DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進（業務G、企画総務G）

令和6年度の事業実施状況

【KPI】
設定なし

【取組内容】

- ①マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応
 - ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む

令和7年度取組内容

【KPI】
設定なし

【取組内容】

- ①オンライン資格確認等システムの周知徹底
 - ・加入者・事業主へのオンライン資格確認等システムの周知
 - ・加入者・事業主への電子処方箋の周知
- ②マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応
 - ・マイナ保険証利用の一層の推進
 - a. 加入者・事業主への広報の実施
 - b. 資格確認書や資格情報のお知らせ等を遅延なく発行
- ③電子申請等の導入
 - ・令和8年1月の電子申請導入に向けた加入者や事業主への広報の実施

●生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得率等の向上（保健G）

令和6年度の事業実施状況

【KPI】

- ①生活習慣病予防健診実施率を64.3%以上とする
- ②事業者健診データ取得率を14.3%以上とする

【取組内容】

<生活習慣病予防健診>

- ①自己負担軽減及び付加健診対象年齢の拡大の周知
 - ・事業者健診実施事業所等及び健診未実施者個人への受診勧奨
- ②健診推進経費の活用
 - ・健診機関から近隣地域の未受診事業所への受診勧奨
- ③わかりやすい広報の実施
 - ・漫画による分かり易い広報の実施

<事業者健診データ取得>

- ①外部委託業者の活用
 - ・外部委託による取得勧奨の実施（同意書再取得勧奨含む）
- ②健診推進経費の活用
 - ・健診機関に対する早期データ取得の推進
- ③事業所への訪問勧奨
 - ・トップセールス等による健診受診勧奨

令和7年度KPIと取組内容

【KPI】

- ①生活習慣病予防健診実施率を66.3%以上とする
- ②事業者健診データ取得率を14.3%以上とする

【取組内容】

<生活習慣病予防健診>

- ①健活企業宣言実施事業所等への事業所訪問（トップセールス）等による受診勧奨の実施
- ②自己負担額軽減及び付加健診の対象年齢拡大の周知
- ③健診機関と連携した受診勧奨
- ④特に受診率の低い被保険者5人未満の事業所に対する受診勧奨

<事業者健診データ取得>

- ①外部委託機関による勧奨業務実施
- ②開始される電子カルテ情報共有サービスの利用勧奨実施

● 特定健診受診率の向上（保健G）

令和6年度の事業実施状況

【KPI】

- ①被扶養者の特定健診実施率を29.0%以上とする

【取組内容】

- ①受診しやすい環境づくり
 - ・ 特定健診に魅力ある会場（ホテル等）及び骨粗鬆症検診や眼底検査等オプション検査を追加した協会独自の集団健診及び施設健診の実施
- ②健診機関の閑散期に実施する施設健診
 - ・ 施設健診におけるオプション検査を追加した自己負担のない健診の実施（4～5月）
- ③市町村との連携
 - ・ 市町村主催の集団健診におけるがん検診との同時実施
- ④かかりつけ医と連携した健診
 - ・ かかりつけ医（医療機関）における広報実施
- ⑤分かり易い広報の実施
 - ・ 漫画による分かり易い広報の実施
- ⑥健診機関による未受診者への受診勧奨

令和7年度KPIと取組内容

【KPI】

- ①被扶養者の特定健診実施率を32.0%以上とする

【取組内容】

- ①魅力ある会場及びオプション健診等を追加した協会独自の集団健診及び施設健診の実施
- ②市町村主催の集団健診における特定健診とがん検診との同時実施促進
- ③岡山県内居住の他支部所属被扶養者にかかる特定健診受診案内の実施及び近隣支部と連携した県外居住の岡山支部所属被扶養者への健診受診案内による実施率向上

●特定保健指導実施率及び質の向上（保健G）

令和6年度の事業実施状況

【KPI】

- ①被保険者の特定保健指導実施率を36.8%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導実施率を36.0%以上とする

【取組内容】

- ①実施数の拡大
 - ・健診当日保健指導実施機関の拡大
 - ・事業者健診結果データ取得の推進（早期取得による早期案内）
 - ・協会独自の集団健診及び施設健診における健診当日初回面談の実施
 - ・検診車における遠隔面談を活用した初回面談の分割実施
 - ・特定保健指導の利用案内（標準モデル）の徹底
- ②保健指導者のスキル向上
 - ・健幸サポート向上委員会による協会直営と健診機関の双方向の情報交換
 - ・遠隔面談（外部委託事業者及び協会直営）の強化
 - ・成果を重視した特定保健指導を推進（アウトカム指標の導入）
- ③事業所への訪問勧奨
 - ・トップセールス等による特定保健指導勧奨

令和7年度KPIと取組内容

【KPI】

- ①被保険者の特定保健指導実施率を40.2%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導実施率を36.2%以上とする

【取組内容】

- ①特定保健指導実施率の向上
 - ・標準モデルに沿った特定保健指導利用案内の徹底
 - ・健診後の早期案内実施による案内強化
 - ・健活企業宣言実施事業所等への事業所訪問（トップセールス）等による受入勧奨実施
 - ・被扶養者対象の協会独自の集団健診及び施設健診における健診当日の初回面談の実施を推進
- ②特定保健指導の質の向上
 - ・健幸サポート向上委員会での双方向での情報交換等を通じた特定保健指導の質の向上と量的拡充
 - ・第4期特定健診・特定保健指導における効果的な保健指導スキル習得に向けた研修の実施
 - ・特定保健指導の成果の見える化とICTを組み合わせた特定保健指導を推進するための環境整備

●重症化予防対策の推進（保健G）

令和6年度の事業実施状況

【KPI】

- ①健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

【取組内容】

<未治療者の受診勧奨事業>

- ①健診機関への外部委託
 - ・受診勧奨対象域の拡大（より早い時期からの勧奨）
- ②対象者の拡大
 - ・受診勧奨対象域と介入回数の拡大（面談、文書、電話）
 - ・被扶養者や事業者健診データを取得者に対する受診勧奨
- ③動画による行動変容の促し
 - ・健診機関の待合室ディスプレイにて繰り返し放映（保健指導や医療機関受診の勧奨）

④本部通知後の再勧奨

- ・冠動脈疾患、脳卒中発症予測を記載したDMの送付
- ・保健指導者による対象者に応じた受診勧奨文書の送付

<糖尿病性腎症に係る重症化予防事業>

- ①健診機関への外部委託
 - ・岡山県方式に基づく受診勧奨
- ②糖尿病専門医等との連携
 - ・岡山県方式に基づく保健指導
- ③糖尿病予備群に対する行動変容を促すDMの送付（健診受診1か月前）

令和7年度KPIと取組内容

【KPI】

- ①血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

【取組内容】

- ①未治療者への受診勧奨の実施
 - ・従来の未治療者に加え、被扶養者や事業者健診データ取得者等に対する受診勧奨についても着実に実施
 - ・本部通知実施後に未受診である者に対する支部独自再勧奨
- ②糖尿病性腎症重症化予防事業の効果的な実施
 - ・健診機関による対象者への受診勧奨の確実な実施
 - ・糖尿病専門医等による保健指導等の実施
 - ・特定保健指導該当者でCKDリスク該当者へのフォローアップ
 - ・% Δ eGFRに着目した行動変容を促す通知実施
- ③その他の重症化予防事業の実施
 - ・糖尿病予備群（空腹時血糖100mg \sim 125mg）への健診受診予定月1か月前に行動変容を促す通知を送付
- ④健康づくり事業推進協議会での意見聴取
 - ・事業主・学識経験者・行政担当者・健診機関等代表者で構成する健康づくり事業推進協議会によるヘルスリテラシー向上施策検討
- ⑤啓発動画を活用した健診受診後の適切な行動の促進
 - ・啓発動画の健診機関での視聴環境の整備

●コラボヘルスの推進（企画総務G）

令和6年度の事業実施状況

【KPI】

- ①健康宣言事業所数を2,550事業所以上とする

【取組内容】

- ①事業所訪問、文書、電話勧奨。また、業種別に特化したアプローチを実施
- ②関係団体と連携し、健活企業を活用した健康づくりを普及促進
- ③健康経営セミナーの開催
- ④健康宣言に関する「基本モデル」について、事業所への浸透を図る
- ⑤岡山産業保健総合支援センターとの連携によるメンタルヘルスの相談窓口および研修制度の周知
- ⑥健活宣言事業所を対象としたメンタルヘルス、食事改善を目的としたセミナー等の実施

令和7年度KPIと取組内容

【KPI】

- ①健康宣言事業所数を2,600事業所以上とする

【取組内容】

- ①健活企業宣言事業所数の拡大
 - ・健活企業表彰式の実施
 - ・健活企業を対象としたセミナーの開催
 - ・本部指針に基づいた健康宣言「基本モデル」への円滑な移行
 - ・健活企業向け広報誌「健活通信」を四半期毎に発行
- ②地方自治体等と連携した取組の推進
 - ・岡山県、岡山市、倉敷市等と連携した健康づくり事業の実施
- ③商工会議所等関係団体と連携した取組の推進
 - ・倉敷商工会議所と連携した健康づくり事業の実施
 - ・経済関係団体や社会保険労務士会等と連携した健活企業の推進及び加入者の健康づくり等の啓発
- ④メンタルヘルス対策の実施
 - ・産業保健総合支援センターと連携したセミナーの開催
 - ・SNSを活用したメンタルヘルス関係の広報の実施

● 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進（企画総務G）

令和6年度の事業実施状況

【KPI】

- ①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を59.7%以上とする
- ②健康保険委員の委嘱事業所数を前年度（3,959事業所）以上とする

【取組内容】

- ①健康保険委員の拡大
 - ・文書や電話勧奨、事業所訪問を実施
 - ・健康保険委員表彰式の実施
- ②広報内容の充実
 - ・加入者、事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報の実施
 - ・テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施
 - ・地域、職域特性を踏まえた広報の実施
 - ・研修会や広報誌を通じた情報提供による健康保険委員活動の活性化

令和7年度KPIと取組内容

【KPI】

- ①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を59.7%以上とする
- ②SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う
- ③健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

【取組内容】

- ①効果的な広報の実施
 - ・加入者・事業主目線で分かりやすく、アクセスしやすい広報の実施
 - ・多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報の実施
 - ・協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組を発信
 - ・「2026（令和8）年度保険料率改定」「健診体系の見直し」等の重点広報テーマについて、本部と連携した広報の実施
 - ・「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進への取組を実施
 - ・地域・職域特性を踏まえた広報及び地元メディアへの積極的な発信
- ②健康保険委員委嘱者数の拡大
 - ・年金機構や社会保険労務士会等の関係団体と連携した勧奨の実施
 - ・LINE等のSNSを活用した広域的な勧奨の実施
 - ・被保険者数や地域等ターゲットを絞った勧奨の実施
- ③健康保険委員活動の活性化
 - ・健康保険委員向け広報誌「健康保険委員だより」を四半期毎に発行
 - ・健康保険委員を対象とした研修会の開催

● 医療資源の適正使用（企画総務G）

令和6年度の事業実施状況

【KPI】

- ①ジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、歯科、調剤）を年度末時点で前年度以上とする

【取組内容】

- ①ジェネリック医薬品の更なる使用促進
 - ・データを活用し、医療機関及び薬局に対して効果的な働きかけを実施
 - ・主要な医療機関及び薬局に対して、協会が保有するデータを基にした情報交換
- ②ジェネリック医薬品の使用割合が低い地域、年齢層の分析結果に基づいた支部独自のジェネリック医薬品軽減額通知を送付
- ③地域フォーミュラリーについて関係機関より情報収集を行い、ホームページ等の広報媒体で加入者へ周知

令和7年度KPIと取組内容

【KPI】

- ①ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度末以上とする
- ②バイオシミラーに80%（数量ベース）以上置き換わった成分数が全体の成分数の21%以上（成分数ベース）とする
- ③バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係団体に働きかけを実施する
- ④医薬品の安定的な供給を基本としつつ、協会のジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※）を対前年度以上とする
※ 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象

【取組内容】

- ①ジェネリック医薬品の使用促進
 - ・ジェネリック医薬品への理解度向上のための広報の実施
 - ・地域・病院フォーミュラリーにかかる岡山県の動向を調査
 - ・ジェネリック医薬品使用促進ツールを活用した医療機関等への情報提供
 - ・「岡山県後発医薬品の安心のための協議会」での意見発信
- ②バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進
 - ・県や主要医療機関等より、バイオシミラーの情報収集の実施
 - ・2024年度パイロット事業の結果をもとに横展開をされた事業への参画
- ③上手な医療のかかり方
 - ・かかりつけ医・かかりつけ薬局の意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進、リフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発
 - ・本部のデータ分析結果に基づき、ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等の加入者への周知・啓発

令和7年度 支部保険者機能強化予算（案）

令和7年度支部保険者機能強化予算（案）

医療費適正化等予算（上限 15,163千円）

項番	区分	項目	予算（千円）
1	継続	納入告知書同封チラシの作成	4,233
2	新規	被扶養者資格の再確認にかかる提出勧奨	137
3	継続	任継手続き案内セット	699
4	新規	岡山支部キャラクターのデザイン追加	165
5	継続	LINE公式アカウントを活用した情報発信	1,101
6	継続	新聞広告を活用した広報	3,218
7	新規	協会けんぽガイドBOOKの作成	1,733
合計（千円）			11,285

保健事業予算

項番	区分	項目	予算（千円）
1	新規	オプション健診経費	12,396
2	継続	健診推進経費	16,750
3	継続	保健指導推進経費	9,220

保健事業予算（上限 69,729千円）

項番	区分	項目	予算（千円）
1	継続	健診実施機関実地指導旅費	168
2	継続	事業者健診の結果データの取得（健診実施機関による委任状取得の委託費）	110
3	継続	事業者健診の結果データの取得（事業主等によるデータ作成に要する費用）	212
4	継続	事業所に対する事業者健診結果提供同意書及び健診結果提供勧奨	11,770
5	継続	事業者健診結果の早期提供	3,240
6	継続	協会主催による集団健診の実施	14,282
7	継続	協会主催によるホテル健診の実施	4,937
8	継続	健診パンフレット・チラシの作成	670
9	継続	特定健診の受診勧奨	708
10	継続	特定健診に係る年度当初のお得な施設健診案内	4,252
11	継続	生活習慣病予防健診の受診勧奨	886
12	継続	中間評価時の血液検査費	2,970
13	継続	医師謝金	10
14	継続	保健指導パンフレット作成	100
15	新規	保健指導事務用品費（測定機器等）	94
16	継続	保健指導用図書	36
17	継続	特定保健指導案内にかかる個人情報の共同利用等の周知	1,543
18	継続	要治療者への受診勧奨に関する委託業務（健診実施機関委託）	4,183
19	新規	透析リスク保有者に対する行動変容勧奨通知事業	2,654
20	継続	糖尿病性腎症患者の重症化予防対策	999
21	継続	その他の重症化予防対策	734
22	継続	健活企業向け広報誌「健活通信」の発行	1,428
23	継続	健活企業管理システムの保守契約	160
24	継続	健活企業表彰事業	435
25	継続	健活企業宣言勧奨事業業務委託	1,061
26	継続	健活企業向け食事・栄養セミナーの実施	4,400
27	継続	健活企業向けメンタルヘルスセミナーの実施	4,400
28	継続	健活企業カルテの情報提供	2,764
29	継続	保健事業実施計画アドバイザー経費	95
合計（千円）			69,298

※端数処理の関係で内訳と合計が一致しておりません。

令和7年度支部保険者機能強化予算案（医療費適正化等予算）について

■ 継続事業（主な事業を抜粋）

事業		予算（千円）	
広報関係	項番5 (30頁)	LINE公式アカウントを活用した情報発信 事業主に比べて、加入者の協会けんぽの認知度が低く、支部の事業や健康づくりの情報が浸透していないため、幅広い年代層に利用されているLINEアプリを活用し、健康増進につながる情報や健康保険制度について、多くの加入者に対して情報発信を行う。LINE運用管理、原稿料等委託費。	1,101
	項番6 (30頁)	新聞広告を活用した広報 健康経営及び医療費適正化の促進にむけて、協会けんぽが実施している事業を幅広く事業主または加入者に周知するために、協会けんぽ岡山支部長と岡山県知事もしくは岡山県医師会長の対談形式の記事を新聞に掲載するなどメディアを活用して広報を行う。新聞掲載費用等。	3,218

■ 新規事業（主な事業を抜粋）

事業		予算（千円）	
医療費適正化対策	項番2 (30頁)	被扶養者資格の再確認にかかる提出勧奨 被扶養者資格再確認の提出率が全国平均より低いため、前年度提出がなかった事業所に対して、締切期限までの提出を促す勧奨ハガキを送付する。印刷製本費等。	137

令和7年度支部保険者機能強化予算案（保健事業予算）について

■ 継続事業（主な事業を抜粋）

事業		予算（千円）	
健診	項番11 (30頁)	生活習慣病予防健診の受診勧奨 5人未満事業所に対する生活習慣病予防健診受診勧奨DMの送付 特に受診率の低い被保険者数5人未満の事業所に対し、個別の受診勧奨DMを送付し受診につなげる。（5月～9月にかけて実施予定）印刷製本費。	318
		生活習慣病予防健診未利用者への個人向け受診勧奨実施 上記の事業所あてDM実施後に未受診である被保険者個人宛受診勧奨を実施する。（令和8年1月実施予定）印刷製本費。	568
重症化予防	項番18 (30頁)	要治療者への受診勧奨に関する委託業務（健診実施機関委託） 健診の結果、受診が必要と判定された方（要精密検査・要受診判定者）に対する受診勧奨について、健診実施機関からの勧奨により早期受診につなげる。受診勧奨等業務委託費。	4,183
	項番21 (30頁)	その他の重症化予防対策 健診1か月前の生活習慣改善を促す通知送付 前年度の健診結果で糖尿病予備群（空腹時血糖100mg/dl以上126mg/dl未満）の方に対し、健診受診予定月の1か月前に生活習慣改善を促す通知を送付する。印刷製本費等。	734
コラボヘルス	項番25 (30頁)	健活企業宣言勧奨事業業務委託 健康経営に積極的に取り組む事業所の拡大を図るため、健活企業宣言について文書勧奨を実施する。印刷製本費等。	1,061

令和7年度支部保険者機能強化予算案（保健事業予算）について

■新規・強化事業（主な事業を抜粋）

事業			予算（千円）
健診	項番6、7、10（30頁）	<p>協会主催による集団健診の実施、協会主催によるホテル健診の実施、特定健診に係る年度当初のお得な施設健診案内簡易ロコモ健診項目（立ち上がりテスト）の実施 令和6年度からの継続事業に左記健診項目を追加</p> <p>運動習慣改善のきっかけとするため、被扶養者特定健診実施時にオプション健診として簡易ロコモ健診（立ち上がりテスト）を実施する。あわせて、特定保健指導時に握力検査を実施できるよう握力測定器を保健指導者が携行する。オプション検査委託費。</p>	8,910 (追加費用)
重症化予防	項番19（30頁）	<p>透析リスク保有者に対する行動変容勧奨通知事業（%ΔeGFRに着目した通知）</p> <p>単年度の健診結果では正常域であるものの、経年の健診結果から腎不全急速進行例に該当する疑いのある方に対し、かかりつけ医への相談や生活習慣改善を促す通知を送付し腎不全の早期発見・治療につなげる。印刷製本費等。</p>	2,654
事業			予算（千円）
特定保健指導の量的拡充	項番3（30頁）	<p>保健指導推進経費 健診機関による当日特定保健指導実施者数拡大への報奨金強化（本部予算事業）</p> <p>特定保健指導の量的拡充のため、健診機関による当日初回面談の実施数を前年度より増加させた機関に対して報奨金を支給することで拡大を促す。 あわせて、岡山支部で定期開催している健幸サポート向上委員会において情報共有をはかり特定保健指導の質の向上につなげる。</p>	9,220 (本部予算)

議題 4 その他報告事項

1. マイナ保険証について

(1) マイナ保険証の利用状況について（令和6年10月時点）
岡山県16.12%（全国15.67%）

(2) 広報

・令和6年12月2日より現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わることに伴い、岡山支部にて動画「事業所担当者向け マイナ保険証の取り扱いについて」を作成し、当支部ホームページに掲載いたしました。（掲載日：令和6年11月18日）

幅広く周知を図るため、岡山県社会保険労務士会、岡山県中小企業団体中央会、岡山県商工会連合会 及び 県内商工会議所（12か所）へ周知・広報の協力を依頼いたしました。

・マイナ保険証広報を情報誌「さりお」、山陽新聞に掲載いたしました。
（「さりお」掲載日：令和6年10月11日、山陽新聞掲載日：令和6年10月17日）



動画掲載ホームページ

(3) コールセンター
対応件数149,900件（令和6年10月末時点）

(4) 「資格情報のお知らせ」の送付について
第2回目を令和7年1月末～2月に送付予定です。

2. 倉敷商工会議所と「健康経営の普及に向けた包括的事業連携」に関する協定を締結

・倉敷市内の事業所にお勤めの方やそのご家族の健康的な生活の実現を図ることを目的として、健康経営の普及促進、特定健康診査や特定保健指導の受診促進、生活習慣病の予防と健康づくりに関する事など、健康経営の普及に向けて相互に協力が可能な分野での連携をより一層推進するため協定を締結します。（協定式：令和7年1月22日）